## 津市監査委員告示第11号

令和3年8月13日付けで提出された地方自治法(昭和22年法律第67号) 第242条第1項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施し た結果を、令和3年8月27日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津 市住民監査請求事務取扱要領第9第7項の規定に基づき、公表する。

令和3年8月31日

津市監査委員 大 西 直 彦 津市監査委員 駒 田 修 一 津市監査委員 安 藤 友 昭 津市監査委員 西 山 み え

## 第1 請求の受付

- 1 受付年月日 本件監査請求書は、令和3年8月13日に受付した。
- 2 請求人市内在住の個人
- 3 請求の要旨(「請求書」原本のまま記載) 令和3年度資源物持ち去り行為取り締まり支援業務(令和3年度予算1 93万6,000円)の中止を勧告するとの監査を求める。

## 第2 請求の却下理由

本件監査請求は、令和3年8月4日に事業を実施することが記者発表された令和3年度資源物持ち去り行為取り締まり支援業務は、従前の資源物持ち去り防止パトロール業務委託における不始末を糊塗するための裁量権を逸脱する施策であり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第2条第14項に反するとして、当該業務の中止を求めているものと解される。

しかしながら、これは、請求時期と請求件名は異なるものの、請求人から令和3年3月25日付けで提出のあった住民監査請求と同一の内容であり、既に同年5月11日付けで「請求人が主張する事業の差し止めは必要ない」との監査結果を通知している。

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を再度行うことの適法性の判断については、「法第242条1項の規定による住民監査請求に対し、同条3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」(昭和62年2月20日最高裁判所第二小法廷判決)とされており、既になされた住民監査請求と同一内容の住民監査請求は、いわゆる一事不再理の原則により不適法な住民監査請求となる。

よって、本件監査請求は先の監査請求の同一の内容と認められるため、不適法なものと判断し、却下するものである。